

令和5年7月7日  
総務企画局人事部人事課

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 1 職員のセクシュアル・ハラスメントについて

(1) 職 員 博多区 係長 (50代)

(2) 処分の内容 停職1月

(3) 処分事由

当該男性職員は、令和5年2月23日、当時、部下職員であった会計年度任用職員の女性を昼食に誘い、その後、女性職員の自宅に行き、自身の性的な話や女性職員の過去の交際相手に関する性的な話をするほか、女性職員の足や肩を触るなどのセクシュアル・ハラスメントを行ったもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

課長級職員：文書訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

#### 【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121（内線1351）